

小城市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

1 趣旨

この要綱は、小城市民図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

雑誌スポンサー制度は、小城市民図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者等が当該雑誌の購入費を負担することにより図書館の雑誌購入費を節減し、併せて他の図書資料の購入費に充当することにより図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

3 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入代金を負担する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

4 雑誌スポンサーの対象となるもの

雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他教育委員会が適当と認める者を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。なお、広告掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 国税及び地方税を滞納している者
- (2) 小城市暴力団排除条例（平成 24 年小城市条例第 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 行政機関、公共機関等から、指名競争入札等の指名停止を受けている事業者

- (4) 前各号に掲げる者のほか、広告掲載の対象とすることが適当でない事業者

5 広告の内容

雑誌スポンサーの広告内容は、図書館の公共性及び社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、小城市広告掲載要綱（平成 20 年小城市告示第 1 号）第 3 条及び小城市広告掲載基準第 4 条に該当するものは、対象外とする。

6 購入代金を負担する雑誌の選定

雑誌スポンサーは、広告を掲載する雑誌を図書館が作成した「雑誌リスト」から選定する。

7 広告の期間

広告の期間は原則として 1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）とし、年度の途中からの場合は当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、更新は妨げない。

8 広告の規格・表示方法

広告の規格及び表示方法は、次による。

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に、スポンサー名等の表示をする。表示の大きさは、縦 4 c m、横 13 c m 以内とし、貼付位置は、雑誌カバーは、中央より下部に、雑誌架は、雑誌の配架位置の中央より下部とする。
- (2) 雑誌カバーの裏面及び雑誌架に広告を掲示する。広告は、片面印刷とし、大きさは、雑誌カバーはカバーに収まるサイズとし、雑誌架は A 5 版横とする。なお、広告は雑誌スポンサーが作成するものとする。
- (3) 図書館ホームページに「雑誌スポンサー制度 提供企業・団体一覧」を掲載する。
- (4) 広告内容は、随時変更できるものとするが、その都度広告内容を審査する。
- (5) 雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

9 申し込みの受付

申込者は、小城市民図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、図書館長に提出しなければならない。

- (1) 広告の原稿
- (2) 会社概要等（業種等が分かるもの）

10 雑誌スポンサー及び広告内容の決定

図書館長は、雑誌スポンサーの申し込みがあった場合は、小城市広告掲載要綱及び小城市広告掲載基準に基づき雑誌スポンサー及び広告の内容を審査し、その結果を雑誌スポンサー申込結果通知書（様式第2号）により申込者に通知する。同一雑誌に複数の申し込みがある場合は、先着順に決定する。

11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる方法により市長に指定納付書により納付するものとする。

- (1) 支払いは一括払いとする。価格変動等により過不足が生じた場合は、精算するものとする。
- (2) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振替え、又は廃止するものとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実務に関し必要な事項は図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。